

現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進

平成 21 年 2 月 13 日
内閣府自殺対策推進室

1. 都道府県等に対する依頼

- (1) 都道府県知事等あてに自殺対策推進室長から通知を発出済み（平成 21 年 1 月）
- (2) 同通知では、現下の経済情勢を踏まえ、以下の事項に留意した自殺対策の推進を依頼
 - ア. 関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実
 - イ. 社会的要因に対する相談支援体制との連携強化
 - ウ. 自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施
 - エ. 地域の相談員を対象とした研修会の開催

2. 関係府省に対する依頼

- (1) 関係府省部局長あてに自殺対策推進室長から通知を発出済み（平成 21 年 1 月）
- (2) 同通知では、現下の経済情勢を踏まえ、以下の事項を依頼
 - ア. 社会的要因に関する相談支援対策の推進
 - イ. 心の健康の保持・増進に関する相談活動の充実等
 - ウ. 自殺実態の把握に関する取組の推進
 - エ. その他総合的な対策の推進

3. 自殺の実態を把握するための取組

- (1) 内閣府において、「地域における自殺の基礎資料（仮称）」（※）について、データの分析方法及び公表方法等に関し、有識者の意見を幅広く聴取
(※) 内閣府では、警察庁による平成 20 年の自殺統計の公表に引き続き、都道府県を細分化した地域ごとの自殺の状況について、警察庁のデータに基づく集計を行い、公表することを検討
- (2) 警察庁において、自殺統計原票に市区町村（自殺者の発見地及び生前の居住地）の調査項目を追加（平成 21 年 1 月から運用）
また、都道府県別の毎月の自殺者数（暫定値）について、可能な限り早期に公表することを検討
- (3) 自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づき、市区町村別の自殺者数の推移等を集計し、公表（平成 21 年 1 月）

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

内閣府自殺対策推進室長
(公印省略)

現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について（依頼）

現下の経済情勢については、今後、解雇及び雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）が相当数新たに発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題が深刻化することが懸念されます。

都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、これまで各地域において離職退去者に対する支援等を始めとする対策を実施していただいているところですが、自殺対策の担当部署においても、下記事項に留意した上で、自殺対策の更なる推進をお願いします。また、貴管下の市町村に対しても、自殺対策の実施状況について伝達されるよう宜しくお取り計らい願います。本通知については、関係府省の担当部局と協議済みである旨、申し添えます。

なお、「自殺対策を考える議員有志の会」から自殺対策を担当する野田内閣府特命担当大臣に対して別添要請がありましたので、参考までに添付します。

記

1. 関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実

都道府県等においては、関係機関と連携して自殺対策を推進していただいているところですが、今後とも自殺対策連絡協議会の積極的な活用等を通じた関係機関との情報共有及び相談機関との連携を強化するよう願います。なお、都道府県等における相談機関の一覧については、国立精神・神経センター精神保健福祉研究所自殺予防総合対策センターのホームページ (<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/ikirusasaeru/index.html>) に掲載されているので、御参照ください。

また、管下の精神保健福祉センター等で実施している相談活動については、例えば相談受付時間の延長など実施可能な範囲で充実を図るよう御留意ください。

2. 社会的要因に対する相談支援体制との連携強化

(1) 多重債務者に対する相談支援

「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務対策本部決定）に基づき、国及び地方公共団体等において、多重債務者に対する相談支援策が実施されているところです。都道府県等においては、関係機関との一層の連携強化を図ることにより、多重債務者が自殺に追い込まれることのないように相談支援体制の強化を願います。具体的には、相談者の中には精神疾患に罹患している者もあることから、都道府県等の多重債務相談窓口及び日本司法支援センター（法テラス）等と精神保健福祉センターやいのちの電話等の相談機関とで連携し、相互に利用者へ周知するよう依頼等するほか、多重債務問題に取り組む民間団体との連携にも配慮願います。

(2) 離職退去者に対する相談支援

離職退去者に対し、全国の公共職業安定所（詳細は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-announce/2008/12/dl/h1212-4a.pdf> 参照）において、職業相談、職業紹介及び住宅確保等に関する相談が実施されています。また、住宅資金及び生活資金の貸付けとともに、廃止決定していない雇用促進住宅や公営住宅等の空家の活用を通じた離職退去者への支援が実施されているところです。

都道府県等においては、上記のような関係府省の取組を踏まえて、関係機関等と連携し、離職退去者が自殺に追い込まれることのないよう相談支援体制の強化を願います。具体的には、公共職業安定所等と精神保健福祉センターやいのちの電話等の相談機関とを相互に利用者へ周知するよう依頼するなど連携を図ることとしてください。

3. 自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施

都道府県等において、管下に自殺が多発する地域を把握されている場合には、当該地域の警察署及び民間団体等と連携しつつ、必要に応じてパトロール活動等を実施することにより、自殺防止を図るように御留意ください。

4. 地域の相談員を対象とした研修会の開催

都道府県等においては、地域で活動する民間団体との連携を図りつつ、自殺対策を推進していただいているところですが、民間団体等が地域で活動する相談員を対象とした研修会を実施する場合には、公的施設の供用その他可能な限り研修会の開催を支援するなど、積極的な御対応を願います。

また、内閣府自殺対策推進室においては、地域における自殺対策の推進を支援するため、民間団体等とも連携し、都道府県職員及び地域で活動する民間団体の従事者を対象に具体的な支援策等を紹介するワークショップの開催等を検討しています。詳細については、決定次第、別途連絡しますので、御承知おき願います。

以上

平成 20 年 12 月 18 日

内閣府特命担当大臣

野田 聖子 殿

自殺対策を考える議員有志の会

自殺緊急対策に関する要望書

【主旨】

日本の自殺者数が 3 万人を超えたのは 1998 年。そのはじまりは「1998 年 3 月」である。1997 年の 11 月に三洋証券と北海道拓殖銀行が相次いで経営破たんに陥り、さらに山一証券が自主廃業に追い込まれた。その年度の決算期、つまり 1998 年 3 月に完全失業率が初めて 4% を超え、倒産件数が 1990 年以降で過去最多を記録。この経済情勢の悪化に引きずられるようにして日本の自殺者数は急増しはじめた。私たちは、それを「98 年 3 月ショック」と呼んでいる。

そして今、そのとき以上の危機に直面していると思わざるを得ない。ご承知の通り、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は日本を直撃し、いま全国で倒産そして失業者が急増している。当時よりも深刻なのは、派遣労働者をはじめとする非正規労働者そして外国人労働者が次々と契約を打ち切られていることである。「仕事がなくなると住むところもなくなる。失業保険などの社会保障も受けられない」など、解雇されると同時に生活基盤を失うことになる。雇用や住宅など緊急対策は取られようとしているが、究極の悲劇である自殺に対する対応が弱いと考える。

今年 7 月に民間の有志で作られた「自殺実態解析プロジェクトチーム」がまとめた「自殺実態白書 2008」に『自殺は、人の命に関わる極めて「個人的な問題」である。しかし同時に、自殺は「社会的な問題」であり、「社会構造的な問題」でもある』とある。国そして政治の最大の責任は「国民の命を守ること」だと考える。自殺対策の現場で活動する人たちからも「このままだと“09 年 3 月ショック”が起きかねない！」との声が数多く寄せられている。過去の教訓から学び、自殺に追い込まれる人を一人でも減らすために、そして国民の「いのち」を守るために、国を挙げて自殺対策に緊急的に取り組む必要がある。

すべての省庁および都道府県や市区町村などにも緊急要請を行うとともに、あらゆる関係団体および民間団体との連携を強化し、実効性と迅速性を上げる必要がある。また、そのためには必要な経費の確保にも緊急対応をすべきだと考える。私たち『自殺対策を考える議員有志の会』は政府を挙げての自殺緊急対策を強く求めるとともに、直ちに次の「自殺緊急対策 5 項目」を実施することをここに強く要望する。

【自殺緊急対策 5 項目】

1、自殺実態の緊急公表

毎月の自殺者数を、翌月の早い段階で緊急公表すること。社会全体に警鐘を鳴らし、危機感を共有するとともに早急に具体的対応を実行すること。
※5カ月前の統計では具体的対策が打てない。警察庁は硫化水素自殺の統計を翌月に公表しており、不可能ではないと考える。

2、ハイリスク者への緊急支援策の実施

自殺実態から、それぞれの地域での職業や性別、自殺の要因などを分析し、ターゲットを絞った上で、緊急かつ効果的な対策を実施すること。
※「自殺実態白書 2008」から見えてきた自殺の危機経路（プロセス）を参考にして、倒産や失業から連鎖が想定される要因への対策を重点的に行う。

3、緊急相談窓口の開設

「死にたい。もう生きられない」という状況に追い込まれた人たちに対して、包括的な支援を行う緊急相談窓口を全国の市区町村に開設すること。
また、自殺のハイリスク地（自殺の名所等）における水際対策（相談所の設置、パトロールの強化、相談所案内看板の設置等）の強化を図ること。
※切迫した状況に追いやられている人ほど自分を見失い、どういった問題で悩んでいるのかを把握できない傾向にある。まず相談できる窓口が必要であり、対策は様々な関係者と連携して行う。

4、行き詰った時のシェルター（緊急避難場所）の開設

仕事も住むところも失って行き詰った時に家族と一緒に駆け込める、社会的に「休息」できるシェルター（緊急避難場所）を各都道府県に開設すること。
※倒産と失業は男性の自殺者を急増させる。1998年では男性の自殺者が78.1%を占め、特に45歳から64歳までの高年男性の増加が顕著である。男性が家族と一緒に駆け込める場所が必要と考える。

5、地域の相談員を対象とした緊急合同研修会の実施

行政や民間を問わず、地域の相談員の間で様々な支援策や相談窓口に関する情報を共有するための合同研修会を早急に実施すること。
※行政の縦割りや専門分野の壁に阻まれて、問題を多く抱えた人ほど支援策にたどり着きづらいという社会的ジレンマが生じている。支援策に関する情報を、あらゆる窓口で提供できる体制が必要である。

平成21年1月30日

自殺対策関係府省等担当部局長 殿

内閣府自殺対策推進室長

(公印省略)

現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進について（依頼）

現下の経済情勢については、今後、解雇及び雇止めにより住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）が相当数新たに発生するなど、自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題が深刻化することが懸念されます。

関係各省においては、自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、各省の所掌事務に関連する施策について自殺対策を推進していただいているところですが、下記事項を踏まえた上で、自殺対策の一層の推進をお願いします。

なお、都道府県及び政令指定都市に対して、内閣府自殺対策推進室から通知を行っていきますので、添付します（別紙参照）。

記

1. 社会的要因に対する相談支援対策の推進

失業や倒産、多重債務問題等は、心の健康に変調をもたらすなど自殺の危険を高める社会的要因になります。これらの社会的要因のうち、平成20年10月から21年3月までに実施済み又は実施予定である非正規労働者の雇止め等については、全国で1,415件、85,012人です。また、倒産については、20年の全国企業倒産（負債総額1,000万円以上）は15,646件であり、19年と比較すると約11%増加しているなど、深刻化が懸念されます（※）。

失業や倒産、多重債務問題等に対する相談支援対策を実施する金融庁及び厚生労働省を始めとする関係各省においては、心の健康の保持・増進に関する相談活動を

実施している機関との連携にも留意し、離職退去者に対する支援等とともに自殺総合対策大綱で挙げられている社会的要因に対する相談支援対策を一層、推進するようお願いします。

(※) 非正規労働者の雇止め等は厚生労働省記者発表資料（平成 20 年 12 月 26 日）参照、倒産件数は株式会社東京商工リサーチ公表資料（平成 21 年 1 月 13 日）参照

2. 心の健康の保持・増進に関する相談活動の充実等

多くの自殺者はうつ病等の精神疾患に罹患しており、自殺防止のためには、適切な精神科医療を受けられるようにするとともに、心の健康の保持・増進に関する相談活動を充実させることが重要です。

厚生労働省においては、従前から、精神科医療体制の充実を図るほか、地域及び職場における心の健康の保持・増進に関する施策を推進していただいているところですが、管下の関係機関等による相談活動について一層の充実を図るようお願いします。

3. 自殺実態の把握に関する取組の推進

現在、月別の自殺者数は、厚生労働省の人口動態統計月報（概数）に基づき、約 4か月後に内閣府自殺対策推進室が公表しています。自殺者数の公表時期については、自殺の実態把握を推進し、個人のプライバシー保護に配慮した上で適切な情報提供を行う観点から、可能な限り早期化を図ることが重要です。

警察庁及び厚生労働省においては、都道府県別の月別の自殺者数（暫定値）を、可能な限り早期に集計し、同数値を内閣府自殺対策推進室における公表のために提供することについて御検討願います。

4. その他総合的な対策の推進

関係各省においては、上記の施策のほか、自殺対策加速化プランを始めその他関係各省で実施している自殺対策に関する取組について、関係機関との連携にも留意し、一層の充実を図るようお願いします。また、平成 21 年度予算案に盛り込まれた施策についても、予算成立後、早期に実施されるよう御配慮願います。

以上